

特別条件特約〔総合保険用〕特約条項

この特約の内容	5年ごと配当付組立総合保障保険契約に特別条件が付加された場合の取扱いについて定めています。
対応する別表	別表1、別表12、別表17

第1条 特約の付加および保障の開始

- ① 保険契約の締結もしくは復活の際または保険契約の締結後に当社の定める特約が付加される際、被保険者の健康状態その他が当社の定める標準に適合しないと認められたときは、当社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。
- ② 当社が特約に適用する特別条件を保険契約者が承諾したときに、当社は、5年ごと配当付組立総合保障保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）または特約条項による責任開始時から保険契約上または特約上の保障を開始します。
- ③ この特約を付加する場合、すでに特別条件特約〔総合保険用〕が付加されているときは（そのすでに付加されている特別条件特約〔総合保険用〕を以下「旧特約」といいます。）、旧特約はこの特約の付加と同時に消滅し、特別条件の適用があった特約について、引き続きこの特約の特別条件^①を適用します。

第1条 備考

- ① 旧特約で適用していた特別条件に相当するこの特約中の特別条件とします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第2条 特別条件

第2条 備考

当社が適用する特別条件は、次の条件とします（複数の条件を適用することもあります。）。

特別条件	対象となる 保険金・給付金等	特別条件を適用した場合の取扱い																																										
特別保険料の払込み		1. 保険契約者は、特別条件が適用された特約の保険料払込期間中、当社の定めた特別保険料を払い込んでください。 2. 特別条件が適用された特約の保険料払込期間中は、特別保険料を含めたものを特別条件が適用された特約の特約保険料とします。 3. 特別条件が適用された特約の返戻金および積立金は、特別保険料に対応する返戻金または積立金を含めて計算します。																																										
保険金の削減支払い	・ 死亡保険金 ・ 死亡給付金 ^① ・ 高度障害保険金 ・ 家計保障年金 ・ 高度障害年金 ・ 生活サポート保険金 ・ 生活サポート終身年金 ・ がん保険金 ・ がん・上皮内新生物保険金 ・ 6大疾病保険金 ・ 介護保険金 ・ 重度疾病保険金 ・ 介護終身年金 ・ 重症化予防支援保険金	所定の保険金削減期間中に被保険者が左の保険金等の支払事由 ^② に該当し、その保険金等を支払う場合は、所定の保険金額等に次表に定める割合を乗じた金額を保険金額等の額とします。ただし、その原因が傷害または特定感染症（別表12）であるときは、この取扱いをしません。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保険金 削減期間</th> <th style="text-align: center;">1年の とき</th> <th style="text-align: center;">2年の とき</th> <th style="text-align: center;">3年の とき</th> <th style="text-align: center;">4年の とき</th> <th style="text-align: center;">5年の とき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">経過期間^③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以内^④</td> <td style="text-align: center;">5.0割</td> <td style="text-align: center;">3.0割</td> <td style="text-align: center;">2.5割</td> <td style="text-align: center;">2.0割</td> <td style="text-align: center;">1.5割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超2年以内</td> <td></td> <td style="text-align: center;">6.0割</td> <td style="text-align: center;">5.0割</td> <td style="text-align: center;">4.0割</td> <td style="text-align: center;">3.0割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年超3年以内</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7.5割</td> <td style="text-align: center;">6.0割</td> <td style="text-align: center;">4.5割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年超4年以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">8.0割</td> <td style="text-align: center;">6.0割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4年超5年以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">8.0割</td> </tr> </tbody> </table>	保険金 削減期間	1年の とき	2年の とき	3年の とき	4年の とき	5年の とき	経過期間 ^③						1年以内 ^④	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割	1年超2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割	2年超3年以内			7.5割	6.0割	4.5割	3年超4年以内				8.0割	6.0割	4年超5年以内					8.0割
保険金 削減期間	1年の とき	2年の とき	3年の とき	4年の とき	5年の とき																																							
経過期間 ^③																																												
1年以内 ^④	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割																																							
1年超2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割																																							
2年超3年以内			7.5割	6.0割	4.5割																																							
3年超4年以内				8.0割	6.0割																																							
4年超5年以内					8.0割																																							

① 終身入院特約および介護サポート終身年金特約の死亡給付金は除きます。

② 家計保障年金、高度障害年金、生活サポート終身年金または介護終身年金については第1回の年金の支払事由とします。

③ 契約日または復活日から被保険者が保険金等の支払事由に該当した時までの期間とします。保険契約の締結後に当社の定める特約が付加される際にこの特約が付加された場合は、中途付加日の直前の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致するときは、中途付加日とします。）から被保険者が保険金等の支払事由に該当した時までの期間とします。

④ 保険契約の責任開始時の属する日から契約日の前日までの間に保険金等の支払事由に該当した場合も、経過期間「1年以内」の割合を適用します。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第2条 備考

特別条件	対象となる 保険金・給付金等	特別条件を適用した場合の取扱い									
給付金の 削減支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・入院給付金 ・入院治療給付金 ・入院時手術給付金 ・入院時放射線治療給付金 ・外来時手術給付金 ・外来時放射線治療給付金 ・通院治療給付金 ・通院治療一時金 ・退院給付金 ・先進医療給付金 ・傷害入院給付金 ・傷害入院治療給付金 ・傷害外来時手術給付金 ・傷害外来時放射線治療給付金 ・傷害通院治療給付金 ・傷害通院治療一時金 ・入院初期一時金 	<p>1. 所定の給付金削減期間中に被保険者が次のア、イおよびウのいずれかを直接の原因として、左の給付金等の支払事由に該当し、その給付金等を支払う場合は、下表のとおり取扱います。</p> <p>ア. 所定の給付金削減期間中に生じた疾病（特定感染症（別表12）を除きます。）</p> <p>イ. 支払事由発生の原因となる疾病（特定感染症（別表12）を除きます。）が、特約の責任開始時前に発病していたが、対象となる保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由を定める各特約条項に規定される支払事由等の原因の発生時期に関する規定（以下、「支払事由等の原因の発生時期に関する規定」といいます。）に基づいて、責任開始時以後に発病したものとみなされた場合^⑤の当該疾病</p> <p>ウ. 支払事由発生の原因となる傷害が、特約の責任開始時前に発生していたが、支払事由等の原因の発生時期に関する規定に基づいて、責任開始時以後に発生したものとみなされた場合^⑥の当該傷害^⑥</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">給付金等</th> <th style="width: 45%;">給付金の削減支払い</th> <th style="width: 30%;">支払いの限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・入院治療給付金 ・通院治療給付金 ・先進医療給付金 ・傷害入院治療給付金 ・傷害通院治療給付金 </td> <td> 特約条項に定める給付金等の支払いの限度を適用したあとの給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を支払います。 </td> <td> 当会社の定めた割合を乗じる前の給付金額等を基準として特約条項を適用します。 </td> </tr> <tr> <td>上記以外の給付金等</td> <td>所定の給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を基準として給付金等を支払います。</td> <td>特約条項の定めるところによります。</td> </tr> </tbody> </table>	給付金等	給付金の削減支払い	支払いの限度	<ul style="list-style-type: none"> ・入院治療給付金 ・通院治療給付金 ・先進医療給付金 ・傷害入院治療給付金 ・傷害通院治療給付金 	特約条項に定める給付金等の支払いの限度を適用したあとの給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を支払います。	当会社の定めた割合を乗じる前の給付金額等を基準として特約条項を適用します。	上記以外の給付金等	所定の給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を基準として給付金等を支払います。	特約条項の定めるところによります。
	給付金等	給付金の削減支払い	支払いの限度								
<ul style="list-style-type: none"> ・入院治療給付金 ・通院治療給付金 ・先進医療給付金 ・傷害入院治療給付金 ・傷害通院治療給付金 	特約条項に定める給付金等の支払いの限度を適用したあとの給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を支払います。	当会社の定めた割合を乗じる前の給付金額等を基準として特約条項を適用します。									
上記以外の給付金等	所定の給付金額等に当会社の定めた割合を乗じた額を基準として給付金等を支払います。	特約条項の定めるところによります。									
	<ul style="list-style-type: none"> ・給与・家計サポート給付金 	<p>2. 所定の給付金削減期間中に被保険者が給与・家計サポート給付金の支払事由に該当し、その給与・家計サポート給付金を支払う場合で、給与・家計サポート給付金の支払事由に該当した日における入院または定期的な訪問診療による在宅医療の直接の原因が第1号のア、イおよびウのいずれかのみであるときは、基準給付金月額に当会社の定めた割合を乗じた額を基準として給与・家計サポート給付金を支払います。</p>									

^⑤ たとえば、被保険者が、特約の責任開始時前に発生した原因によって責任開始時以後に入院を開始したときで、特約の付加または復活の際の告知等により、当会社が、その原因の発生を知っていた場合などをいいます。

^⑥ その傷害の後遺症および合併症を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

特別条件	対象となる 保険金・給付金等	特別条件を適用した場合の取扱い
特定部位 不担保	<ul style="list-style-type: none"> ・入院給付金 ・入院治療給付金 ・入院時手術給付金 ・入院時放射線治療給付金 ・通院治療一時金 ・退院給付金 ・給与・家計サポート給付金 ・傷害入院給付金 ・傷害入院治療給付金 ・傷害通院治療一時金 ・入院初期一時金 	<p>1. 特定部位不担保期間^⑦中に、被保険者が、次のア、イおよびウのいずれかを直接の原因として、左の給付金等の支払事由に該当したときは、当社は、給付金等を支払いません。</p> <p>ア. 特定部位不担保期間中に特定部位^⑧に生じた疾病（特定感染症（別表12）を除きます。）</p> <p>イ. 支払事由発生の原因となる特定部位に生じた疾病（特定感染症（別表12）を除きます。）が、特約の責任開始時に発病していたが、支払事由等の原因の発生時期に関する規定に基づいて、責任開始時以後に発病したものとみなされた場合^⑤の当該疾病</p> <p>ウ. 支払事由発生の原因となる特定部位に生じた傷害が、特約の責任開始時に発生していたが、支払事由等の原因の発生時期に関する規定に基づいて、責任開始時以後に発生したものとみなされた場合^⑥の当該傷害^⑥</p> <p>2. 第1号のア、イおよびウのいずれかを直接の原因とした入院または定期的な訪問診療による在宅医療中に特定部位不担保期間^⑦が満了した場合には、特定部位不担保期間満了の日の翌日に入院または定期的な訪問診療による在宅医療を開始したものとみなします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・通院治療給付金 ・傷害通院治療給付金 	<p>3. 特定部位不担保期間^⑦中に、被保険者が、第1号のア、イおよびウのいずれかを直接の原因として、左の給付金の支払事由に該当したときは、当社は、給付金を支払いません。</p> <p>4. 特定部位不担保期間^⑦中に第1号のア、イおよびウのいずれかを直接の原因とした入院をして退院をし、通院をしている間に特定部位不担保期間が満了した場合には、当社は、その通院^⑨を原因として左の給付金を支払いません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・外来時手術給付金 ・外来時放射線治療給付金 ・先進医療給付金 ・傷害外来時手術給付金 ・傷害外来時放射線治療給付金 	<p>5. 特定部位不担保期間^⑦中に、被保険者が、第1号のア、イおよびウのいずれかを直接の原因として、左の給付金の支払事由に該当したときは、当社は、給付金を支払いません。</p>

第2条 備考

⑦ 当社の定めた不担保期間とします。

⑧ 特定部位不担保の条件により不担保とする身体部位（別表17）のうち、当社が指定した身体部位をいいます。

⑤ たとえば、被保険者が、特約の責任開始前に発生した原因によって責任開始時以後に入院を開始したときで、特約の付加または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていた場合などをいいます。

⑥ その傷害の後遺症および合併症を含みます。

⑨ 特定部位不担保期間満了後の通院を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

特別条件	対象となる 保険金・給付金等	特別条件を適用した場合の取扱い
特定障害 状態不担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・高度障害保険金 ・高度障害年金 ・特約保険料の払込免除 	<p>被保険者が、次のア、イおよびウのいずれかを直接の原因として身体障害表（別表1）の第1級の障害状態のうち、「1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは、当社は、左の保険金等を支払わずまたは特約保険料の払込みを免除しません。</p> <p>ア. 眼球および眼球附属器に生じた疾病（特定感染症（別表12）を除きます。）</p> <p>イ. 「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当した原因となる眼球および眼球附属器に生じた疾病（特定感染症（別表12）を除きます。）が、特約の責任開始時前に発病していたが、支払事由等の原因の発生時期に関する規定に基づいて、責任開始時以後に発病したものとみなされた場合^⑤の当該疾病</p> <p>ウ. 「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当した原因となる眼球および眼球附属器に生じた傷害が、特約の責任開始時前に発生していたが、支払事由等の原因の発生時期に関する規定に基づいて、責任開始時以後に発生したものとみなされた場合^⑥の当該傷害^⑥</p>

第2条 備考

^⑤ たとえば、被保険者が、特約の責任開始時前に発生した原因によって責任開始時以後に入院を開始したときで、特約の付加または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていた場合などをいいます。

^⑥ その傷害の後遺症および合併症を含みます。

第3条 特約の解約

この特約のみの解約はできません。

第4条 復活の制限

この特約を付加した場合、保険契約が効力を失ったときは、保険契約の復活の請求は失効後2年以内に限りま。

第5条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. すべての特別条件が適用されなくなったとき
2. 特別条件が適用された特約がすべて消滅したとき

第6条 特別条件が適用された特約が更新される場合の特則

- ① 特別条件が適用された特約が更新される場合^①、更新後の特約に適用される特別条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。
- ② 第①項の場合、特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の特約の保険期間に基づいて計算します。

第6条 備考

^① 更新後の特約がさらに更新される場合を含みます。

(平成26年6月2日実施)
(令和5年4月2日改正)

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください